障害福祉サービス 過誤申立の仕組み

◎過誤申立とは・・・請求に誤りがあり、誤った金額で入金された場合に、市町村に申し出をし、 請求の取り下げを行うことです。

(エラーや返戻等、入金がなかった場合においては過誤申立をすることができません。※1)

◎過誤申立の手順

電子申請はこちらから⇒

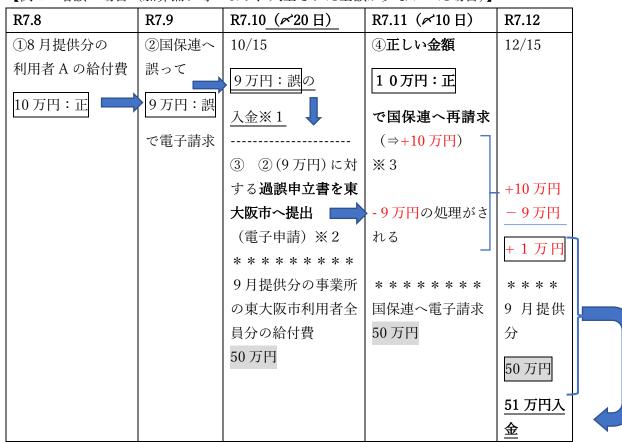
過誤申立書を市町村へ提出(電子申請)

→翌月以降に正しい請求額での請求を国保連へ伝送(電子請求)



◎同月過誤

【例1:増額の場合(加算漏れ等により、入金された金額が少なかった場合)】



- ※1 請求がエラーや返戻になっていて支払われない場合には、過誤申立はできません。 ③の手順(過誤申立)をすることなく、正しい請求を国保連合会へ送信してください。
- ※2 過誤申立を受付できるのは、提供年月の翌々月以降です。
- ※3 この④の手順が漏れると、マイナス金額のみ国保連合会へ送信されることとなります。必ず申立をした月の翌月に再請求を送信するよう、ご注意ください。

R7.8	R7.9	R7.10 (〆20 日)	R7.11 (〆10 日)	R7.12	
①8月提供分の	②国保連へ	10/15	④正しい金額	12/15	
利用者 A の給付費	誤って	誤った金額	10万円:正		
10万円:正	11万円:誤	11万円:誤の入金	で国保連へ電子請		
	で電子請求		求 (⇒+10万円)		
		③ ② (11万円)			
		に対する 過誤申立書		+10 万円	
		を東大阪市へ提	-11 万円の処理が	-11万	
		(電子申請)※2	される	-1万円	

		9 月提供分の事業所	* * * * * * * *	* * * *	
		の東大阪市利用者全	国保連へ電子請求	9 月提供	
		員分の給付費	50 万円	分	
		50 万円		50 万円	
				49 万円入	
				<u>金</u>	

【例2:減額の場合(算定誤り等により、多く入金されていた場合)】

- ※1 請求がエラーや返戻になっていて支払われない場合には、過誤申立はできません。 ③の手順(過誤申立)をすることなく、正しい請求を国保連合会へ送信してください。
- ※2 過誤申立を受付できるのは、提供年月の翌々月以降です。
- ※3 この④の手順が漏れると、マイナス金額のみ国保連合会へ送信されることとなります。必ず申立をした月の翌月に再請求を送信するよう、ご注意ください。